

○妙高市工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例

令和4年3月28日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、当該区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）にあつては同表の中欄に、環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）にあつては同表の右欄に掲げるとおりとする。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域（以下「甲区域」という。）	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域（以下「乙区域」という。）	100分の5以上	100分の10以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地の面積への算入割合)

第4条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と緑地が重複する土地及び省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が、甲区域、乙区域又は第3条の区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合において、当該敷地に係るそれぞれの区域が在する部分の面積の当該敷地全体の面積に

対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、甲区域又は乙区域の敷地割合のいずれかが最も高いときは当該敷地割合が最も高い区域に係る第3条の規定を当該敷地全体の面積に適用し、第3条の区域以外の区域の敷地割合が最も高いときは当該敷地全体の面積にこの条例の規定を適用しない。

（本市に隣接する地方公共団体の長との協議）

第6条 市長は、特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

（その他）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 昭和49年6月28日以前に設置され、又は設置のための工事が行われている特定工場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われる場合は、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定を、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）備考第1項第2号及び第3号並びに備考第3項の規定の例により行うものとする。この場合において、次の各号に掲げる区域の規定が適用される場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり読み替えるものとする。

（1） 第3条の表において甲区域の規定が適用される場合 法準則備考第1項第2号中「0.2」とあるのは「0.1」と、法準則備考第1項第3号中「0.25」とあるのは「0.15」と、法準則備考第3項第1号中「0.2」とあるのは「0.1」と、法準則備考第3項第2号中「0.25」とあるのは「0.15」とする。

（2） 第3条の表において乙区域の規定が適用される場合 法準則備考第1項第2号中「0.2」とあるのは「0.05」と、法準則備考第1項第3号中「0.25」とあるのは「0.1」と、法準則備考第3項第1号中「0.2」とあるのは「0.05」と、法準則備考第3項第2号中「0.25」とあるのは「0.1」とする。